岩手県の今後の原状回復に係る事業の見通し等

1 岩手県の今後の原状回復に係る事業の見通しについて

岩手県実施計画の期限は平成29年度までとなっているが、岩手県は、一部の井戸で1,4-ジオキサン及び水銀の濃度が環境基準を超過していることから、平成30年度以降も1,4-ジオキサン対策や水銀対策、場内井戸と周辺環境の水質モニタリングなどの事業を実施し、平成34年度に事業を完了するとして環境省と協議中である旨を、平成29年12月9日に開催した第72回原状回復対策協議会において報告した。

(参考) 岩手県第72回原状回復対策協議会資料

2 岩手県実施計画における「長期的対策」について

岩手県実施計画における「汚染拡散防止対策」のうち、「長期的対策」の具体的な措置 内容等については明確にされていないことから、岩手県に対し、長期的対策内容につい て具体的に示すよう平成30年1月30日付け文書で回答を依頼したところ、同年2月 14日付けで回答文書を受領した。

当該文書においても、長期的対策内容が明確に示されなかったことから、引き続き、 岩手県から長期的対策内容の説明を求めていくとともに、両県間で十分に意見交換する こととし、岩手県の長期的対策が本県の地下水浄化対策に影響を及ぼさないものである か、本県協議会の意見を聴き、確認していく。

【参考】岩手県実施計画における「汚染拡散防止対策」

- ① 緊急的対策(略)(雨水の地下浸透防止のためのキャッピング等)
- ② 処理中の対策
 - ア 汚染水対策(略)(水処理施設による汚染水処理)
 - イ 周辺への汚染拡散防止対策
 - (ア) 北東部の旧河道については、合同検討委員会報告で汚染拡散防止対策の検討を要する旨指摘されていることから、適切な汚染拡散防止対策のため、鋼矢板の敷設による止水を行うなど必要な措置を講じている。
 - (4) 県境(南北方向)付近については、撤去作業に伴う法面崩壊等を防止するため、あらかじめ遮水性を有する土留工等を設置するなど必要な措置を講じている。
 - (ウ) 以上に加えて、鋼矢板による土留工等、集水機能を有する井戸の設置、地下水等の集排水機能 を有した暗渠、集水エリアを考慮した表流水の貯留池の設置など必要な措置を講じている。
 - ウ 粉じん等対策(略)

③ 長期的対策

特定産業廃棄物等の除去完了後、表流水及び地下水がともに東側に流下するよう、県境(南北方向) を概ねの頂点として東側に次第に低くなるよう地形整形や地盤改良など必要な措置を講ずる。

今後の原状回復に係る事業の見通し

1 現状

- (1) 1,4-ジオキサンによる汚染土壌の撤去と地下水集水対策がほぼ終了している。
- (2) 一部の井戸で1,4-ジオキサンの環境基準を超過している。
- (3) 一部の井戸で水銀の環境基準を超過している。また、汚染土壌対策技術検討委員会に報告したところ、同委員会から詳細調査が必要との意見が述べられている。
- (4) 周辺への汚染がないことを環境モニタリングで確認済みである。

2 今後の対応

平成30年度以降も原状回復に向けた事業を実施することで環境省と協議中である。事業内容は以下のとおり。

- (1) 1,4-ジオキサン対策を引続き実施
 - ア 地下水の揚水と浄化
 - イ A地区、A-B地区境界部への注水・散水による揚水量増加対策
 - ウ 過年度に掘削除去した土壌の洗い出し
- (2) 水銀対策を実施
 - ア ボーリング等の詳細調査
 - イ 浄化対策設計と施工
- (3) 場内井戸と周辺環境のモニタリングを引続き実施
- (4) 汚染水処理施設等の撤去

3 事業スケジュール (想定)

事業内容	H30	H31	H32	H33	H34
1,4-ジオキサン対策として地下水の揚水と浄化処理					
水銀対策として詳細調査と掘削除去等の必要な対策					
場内井戸と周辺環境のモニタリング					
汚染水処理施設等の撤去					

※ 後世に教訓を伝えるためのワーキングは引続き実施していきます。

30 年度以降の事業計画の概要図

